

## 電気新聞及びホームページ 公告文

JESC 規格の改定と電気設備の技術基準の解釈の改正要請・引用要請について

日電規委 29 第 0017 号  
平成 29 年 8 月 8 日  
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では、JESC 規格の改定と電気設備の技術基準の解釈（電技解釈）の改正要請・引用要請について、平成 29 年 10 月の委員会で審議・評価することを予定していますのでお知らせいたします。ご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

### 1. 件名

- (1) 「架空電線路の支持物に施設する支線へのワイヤロープの適用」（JESC E3003）の改定と電技解釈の改正要請について（送電専門部会）
- (2) 「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」（JESC E2016）の改定と電技解釈への引用要請について（配電専門部会／送電専門部会）

### 2. 案件の趣旨，目的，内容等について

- (1) 「架空電線路の支持物に施設する支線へのワイヤロープの適用」（JESC E3003）の改定と電技解釈の改正要請について
  - a. 要請した委員会  
送電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）
  - b. 趣旨，目的，内容等  
本 JESC 規格は，架空電線路の支持物として使用する鉄塔，鉄柱又は鉄筋コンクリート柱に施設する支線に，ワイヤロープを適用する場合の要件を規定しており，電技解釈第 133 条に本規格の内容が反映されています。  
今回見直しを行った結果，引用 JIS 規格の改正を反映する必要があるため改定し，電技解釈の改正要請を行うものです。
- (2) 「橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔要件」（JESC E2016）の改定と電技解釈への引用要請について
  - a. 要請した委員会  
配電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）及び  
送電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 趣旨，目的，内容等

本 JESC 規格は，橋又は電線路専用橋等に施設する高圧電線路又は特別高圧電線路の電線を収める管又はトラフが，その橋又は電線路専用橋等に施設する他物と接近又は交さする場合の離隔要件を規定しており，電技解釈第 129 条，第 130 条に引用されています。

今回見直しを行った結果，平成 28 年 9 月の電技解釈の改正を反映する必要があるため改定し，電技解釈への引用要請を行うものです。

3. 規格の発行及び国への要請の予定

平成 29 年 10 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で，関連資料の閲覧が可能です。また，郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので，その際はお問い合わせください。ただし，郵送をご希望の場合，コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 (一般社団法人 日本電気協会 技術部)

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 階

電 話：03-3216-0553 (内線 270)

ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：平成 29 年 8 月 8 日 (火)

受付終了日：平成 29 年 9 月 6 日 (水)

6. 注意事項

ご意見は，氏名・連絡先（住所，電話番号，ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上，書面又は電子メールにてご提出ください。

また，いただきましたご意見等につきましては，連絡先を除き，ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は，電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議，承認する公正・中立な民間規格評価機関として，平成 9 年に設立された委員会で，上記案件は，委員会の規約に基づいて公表するものです。